



矢羽に関する調査委員会の調査報告書（要約版）のお知らせ

矢羽に関する調査委員会から調査報告書が本連盟宛に提出され、理事会の決議を経て評議員会・諮詢会議・地連会長へ報告し、その対応を進めております。以下に調査報告書の要約版を掲載いたします。

調査報告書について

全日本弓道連盟 会長 増田規一郎

当連盟では、ここ数年にわたり、違法矢羽の取引問題につき様々な形で取り組んでまいりましたが、矢羽に関する調査委員会から報告書が提出されました。

当連盟としては、理事会で審議のうえ、この報告書は、全国の弓道人の納得が得られる解決を目指すとともに、公益法人である全弓連が社会的責任を果たす上で相応しい解決を模索するという角度から検討されたものとして、この結果を真摯に受け止め、その示す方向に沿って対応すべきことが決議され、その取り組みを行っているところであります。

矢羽問題は、歴代の石川会長、柴田会長、中野会長が、内閣府の厳しい指摘も受けて苦心を重ねて取り組んできた積年の課題であります。これを引き継いだ現執行部でも全力で取り組んできたものであり、今回の報告書はこの問題解決の大きな節目になるものと考えております。

今回の報告書は、矢羽問題の経緯や背景事情についても検討し、今後矢羽問題を弓道界から一掃するためには一人一人の弓道人が自覚を持って行動することの重要性も説いておりますので、会員の皆様にも内容をお伝えすべく、ここに要約版を作成し、この会報に掲載することとしました。

これまでに調査委員会の照会調査等にご協力いただき様々な情報や忌憚のないご意見をお寄せいただいた会員の皆様には、この場を借りて、深く感謝を申し上げます。

また、皆様からは、正しく買い求めた矢羽まで使えなくなってしまって困っているなどのご意見も頂戴しておりますので、これらの問題についても早期に一定の解決策を策定し、改めて矢羽問題の終結をお伝えできるよう全力で取り組んでまいります。

当連盟としましては、これまでに公益財団法人としての社会的責任を強く認識し、社会的にも国際的にも近年特に重要性を増している自然保護や環境保護の要請を重視して本件に取り組んで來たものであります。今後もこの姿勢を崩すことなく、これと同時に、弓道の普及振興を目的とする唯一の中央競技団体として、伝統の継承とも調和の取れた各種施策の在り方を検討して行きたいと考えておりますので、皆様におかれましても、引き続きのご理解とご協力を願い申し上げます。

調査報告書を受けて**諮詢會議 範士九段 石川武夫**

矢羽に関する調査委員会より調査報告書をいただきました。そこにご指摘のさまざまな問題点並びに改革に向けた指針を拝見し、ご指摘を真摯に受け止めるべきと考えております。

矢羽の問題が公になった時期が、私が連盟会長の時のことです。以来、後任の会長も引き続きこの問題の解明並びに解決に取り組みましたが、根本的な解決に至っておりません。内閣府からも問題が残っているとのご指摘を受けておりますことは、会長経験者として申し訳なく忸怩たる思いです。

我々は、猛禽類の矢羽の取り扱いを含め矢羽問題の発生の原因から現在に至る過程について、弓界の最高位の立場にある者として反省するとともに、この解決に向け尽力することが責務であると考えております。

この調査報告書が矢羽問題の解決の機会となり、日本の伝統文化である弓道と自然保護を改めて考えなおす機会となりますことを切に願います。諮詢會議の範士一同も、心を新たにこの問題に取り組むと共に、今後の弓道の発展に尽くす所存です。これからも会員皆様のご協力をお願いいたします。

諮詢會議

範士	石川	武夫
範士	柴田	猛
範士	岡崎	廣志
範士	秋山	照美
範士	林	文夫
範士	宇佐美	義光
範士	中塚	祥一郎
範士	飯島	正大

矢羽問題の解決に向けて**全日本弓道具協会 会長 千葉知之**

長年にわたる矢羽に関する問題の大きさを実感しております。

当協会は今日まで法律の専門家による勉強会で得た知識を周知徹底し「安心安全な弓道具の提供」「違法な取引の根絶」に努めて参りました。

これからも、問題解決のため(公財)全日本弓道連盟と協力し弓道具においては信頼できる身近な弓具店の役割を果たしていく姿勢は変わりません。

弓道界の皆様に安心して使っていただけるよう法律の遵守のもと「安全」であることをもっと伝えていく必要性があると感じております。

密猟は悪質な犯罪であり見過ごしてはなりません。ましてや荷担するような行為があつてはなりません。

このような問題が弓道界に入り込んでしまったことは大変残念なことであり繰り返されではなりません。

最近では、インターネットの普及により個人での売買が盛んに行われるような時代であり違法な売買も目に付くようになっております。

当協会も専門的な知識を今まで以上に発信しこのような問題が起きないよう心がけております。

日本の伝統文化である弓道においては、弓道具の製作も重要な役割を占めています。

矢の製作に関わる職人は先人から受け継いだ技術を残すべく日々努めています。

これからも日本の伝統文化を守り後世へ引き継いでいきます。

希望を持って弓道を志す人が、弓道の理念と精神を学べる良い環境になって欲しいと願っております。

今後も(公財)全日本弓道連盟の増田規一郎会長と会員の皆様と共に力を合わせ困難な時代を乗り越えていけると信じております。

調査報告書における基本的な考え方**矢羽に関する調査委員会 委員長 安倍嘉人**

このたび調査報告書の要約版が会報に掲載されるにあたり、調査委員会として、今回の調査なし報告書における考え方の基本となる部分を簡単にご説明いたします。

今回の調査は、全国の弓道人から寄せられた情報の集積に基づいて、「特定の弓道人の問題行動に関するこのような情報が弓道界に流布していること」を認定したものであり、この認定を前提に、同じく全国の弓道人から寄せられた矢羽問題に関するご意見を踏まえて、全弓連として取るべき対応案を検討し、その結果を調査委員会として提言したものです。全国の弓道人から寄せられた情報の収集結果につきましては第4の1に、矢羽問題に関する弓道人の意見につきましては第5に整理されていますので、ご参照ください。

なお、今回の調査委員会は匿名投書を契機に理事会の決議によって設置されたものですが、この投書の内容を前提に調査を行ったものではありません。調査では、弓道人から白紙の状態で情報の提供を求めるべきであると考え、照会状を送った際も、この投書を添付したり、投書に記載されている弓道人の名前などの情報は一切出さないとして、斡旋などの拡散に関わったとみられる弓道人に関する情報の提供を広く求めたものです。

そして、情報提供者からは、調査委員会に対してすべて身元を明らかにして書面で回答をいただいたものであり、調査委員会から、更に電話や面談という形で情報の内容を確認しており、いずれも無責任な形で提供された情報ではありません。

弓道界の様々な人間関係に由来する心理的な葛藤もあったかと思われますが、正義感や公平感、弓道界の将来を思う強いお気持ちから、調査にご協力いただいた会員の皆様には、この場を借りまして敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

調査報告書(要約版)**目次****第1 今回の調査の概要**

- 1 調査委員会設置の経緯
- 2 調査の実施内容

第2 全弓連における矢羽問題の経過**第3 矢羽問題の法的側面**

- 1 ワシントン条約について
- 2 種の保存法について
- 3 鳥獣保護管理法について

第4 調査委員会としての事実に関する判断

- 1 情報の収集結果
- 2 収集された情報の受け止め方

第5 矢羽問題に関する弓道人の意見

- 1 矢羽問題発生の背景についての見方
- 2 矢羽問題そのものに対する見方
- 3 矢羽問題に関与したとされる者に対する意見

第6 矢羽問題に関して全弓連がとるべき対応

- 1 情報が寄せられた対象者に対する措置
 - (1) 違法な矢羽の拡散に関わることについての法的評価
 - (2) 調査への回答に表れた弓道人の認識
 - (3) 情報が寄せられた対象者に対する措置
- 2 組織運営としてとるべき対応
 - (1) 問題の所在
 - (2) 全弓連としての具体的な改革の視点
 - ア 矢羽問題についての弓道人への周知
 - イ 全弓連としての問題を吸い上げる機能の充実
 - ウ 矢羽問題の背景事情の解消
 - エ 矢羽問題について議論できるような環境作り
 - オ 審査の公正さの確保
 - カ 範士の称号授与手続の見直し
 - キ この調査報告書の公表

第1 今回の調査の概要

1 調査委員会設置の経緯

- * 平成30年6月、各理事に匿名の投書（以下「本件投書」）が送付された。本件投書には、違法な矢羽の取引に関わったとする者の実名が挙げられていた。
- * 平成30年9月20日、理事会で、本件投書は具体的で重要な問題提起を含み、放置すれば法人の自浄能力に社会の厳しい目が向けられるなどから、第3次の矢羽に関する調査委員会（以下「本委員会」）設置が議決された。

2 調査の実施内容

- * 本委員会は、広く情報提供を受けることを目的として、月刊『弓道』に記事を掲載した。
- * 本委員会は、範士・教士・鍊士から無作為抽出した者に照会状を送付し、結果の集計・分析を行った（合計728人に送付し、673人から回答を得た。）。※別添 照会状参照
- * 本委員会は、さらに範士・教士から無作為抽出した対象者に照会状を送付し、結果の集計・分析を行った（289人に送付し、241人から回答を得た。）。
- * 本委員会は、今回実施した照会調査の結果や過去の調査資料を前提に、全国の弓道関係者に聞き取り調査を行った（合計60名で合計約35時間30分）。
- * 本委員会は、全弓連によるこれまでの調査活動によって収集された調査資料を精査して分析を行った。
- * 本委員会は、令和2年1月30日、調査報告書を提出した。

第2 全弓連における矢羽問題の経過

- * 昭和55年 ワシントン条約批准
- * 平成5年 種の保存法施行
- * 平成24年1月 全日本弓道具協会（以下「弓道具協会」）から、ワシタカ類の羽根の使用や入手につきNHKから照会があった旨の連絡があった。
- * 平成24年3月2日 理事会で矢羽問題が協議

され、通達（密猟などの違法行為により入手された疑いのある矢羽は買わないよう注意することを求めたもの）の発出、倫理委員会の設置、倫理規程の制定が議決された。

- * 平成24年7月24日、国際弓道連盟総会で猛禽類の矢羽を用いた矢の使用の禁止が議決された。
- * 平成26年1月 九州の弓工具から、○○鍊士につき刑事告訴を行い、警察の取調べが行われている旨の文書が送信され、全弓連関係者が写しを入手した。
- * 平成26年3月13日 理事会で、上記案件調査のための調査委員会（以下「第1次調査委員会」）の設置が議決された。
- * 平成26年6月3日 第1次調査委員会は、○○教士及び○○鍊士につき、氏名・住所不詳のササキなる人物から違法に取得された可能性のある矢羽を購入して一部を知人に譲渡したなどの疑いがあると報告するとともに、原因・背景を分析し、再発防止策を提言した。
- * 平成26年7月 全弓連会長は、倫理委員会に対して、上記2名の行為につき調査し、処分につき意見を提出するよう諮問した。
- * 平成26年7月 第2次調査委員会が設置され、各地連に書面照会を行ったほか、第1次調査で得られた資料を精査し、関係者に聞き取り調査を行った。
- * 平成26年9月12日 内閣府から、矢羽問題への役員関与の有無を確認して、公益法人として然るべき対応をすべきこと、再発防止策を策定すること等につき指示があった。
- * 平成26年10月8日 第2次調査委員会から報告書（追補）が提出された。
- * 平成26年12月18日 倫理委員会は上記2名につき倫理規程・審査規程を踏まえ称号剥奪が相当だが、本人が称号返上の意思を表明した場合は理事会で受け入れることも差し支えない答申した。
- * 平成27年1月26日 理事会において、上記両名からの称号返上の意思表明を受けて、これを受け入れる決議がなされた。同理事会で、「矢羽の使用に関する準則」が制定された（施行は同年7月）。

- *平成27年4月3日 有識者会議が開催され、弓道界全体で矢羽問題に徹底的に対応すべきとして、関与者の処分につき倫理委員会への諮問が必要などとした。
- *平成27年5月22日 全弓連は、範士・教士全員に矢羽の保有状況等の確認を求める質問状を送付した。密猟者らしき者から購入したとの回答が10数名からあった。
- *平成29年5月22日 倫理委員会は、○○範士戒告処分、○○範士資格停止2年の処分、○○範士資格停止3年の処分が相当とする答申書を提出した。
- *平成29年6月2日 理事会で前記3名に答申書に則した処分が決定された。
- *平成30年5月24日 倫理委員会はその他7名、6月14日にその他2名につき、答申書を提出した。いずれも注意処分相当とするものであった。
- *平成30年9月20日 理事会で、上記9名につき、答申書に則した処分が決定された。
- *平成30年11月15日 倫理委員会は、その他5名につき答申書を提出した。3名は戒告処分、2名は資格停止1年の処分が相当とするものであった。
- *平成30年11月28日 理事会で、上記5名につき答申書に則した処分が決定された。
- *平成31年2月26日 内閣府から、立入検査で認められた違法矢羽の授受に関する現職理事等の疑義への対応について、理事会で機関決定の上報告するよう要求があった。
- *平成31年3月20日 理事会で、内閣府への報告書が議決され、同月25日内閣府に提出された。内閣府からは、矢羽問題の原因分析と再発防止策を示すことなどの指摘があった。

第3 矢羽問題の法的側面

1 ワシントン条約について

ワシントン条約は、絶滅のおそれがある野生動植物の保護等を目的として、対象とする野生の動植物をリストアップし、これらに関する国際的取引を規制する条約である。

2 種の保存法について

種の保存法は、絶滅のおそれのある国内外の野生動植物の種の保存等を目的として平成5年に施行された法律で、ワシントン条約に対応する国内法といえる。

3 鳥獣保護管理法について

鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護、管理と狩猟の適正化を目的として平成26年に「鳥獣保護法」を改正して施行された法律である。

第4 調査委員会としての事実に関する判断

1 情報の収集結果

調査により収集された情報のうち特記されるものの概要は、以下のとおりである（問題とされた弓道人、情報提供者はじめ関係者のプライバシーへの配慮から、匿名化・一定の抽象化がなされている。）。

- ・○○範士から言われて○○範士が違法なオオワシの矢羽を買ったという話は弓道人の間に広がっていた。（同様の情報は複数人から確認された。）
- ・○○範士は、ササキが○○範士に違法な矢羽を売ったときの様子を、購入資金のことを含めて詳しく、講習会などでも雑談のように話していた。（同様の情報は複数人から確認された。）
- ・ササキが毎年のように○○範士の自宅を訪れて、買い手を紹介してもらいその報告をして、次はどこに行くのがよいかなどと相談していた、お礼のお金を断ったら、矢羽を置いていったなどの話を聞いた。（同様の情報は複数人から確認された。）
- ・不審人物から突然電話があり、「○○先生からの紹介で、矢羽があるので見てもらえないか。」ということだった。
- ・ササキが○○範士につながり、そこから複数の高位高段者につながり、そのうちの○○地方の高位高段者がササキから買った矢羽の一部が○○範士に流れた。
- ・○○範士が、違法な矢羽を買っているという投書が高位高段者のところに届いたという話があり、自分もこの話を聞いた。（同様の情報は複数

- 人から確認された。)
- ・ササキは初め弓具店に矢羽を持ち込んでいたが弓具店が警戒して買ってくれなくなつたことから、○○範士に頼んで個人の弓道人に当たるようになつたという話を聞いた。
 - ・○○範士も、自分の道場などにササキを呼んでいたと聞いた。
 - ・○○範士からの紹介だということで、怪しげな男から矢羽を買わなかいかという電話がかかってきたことがあったが、弓具店から、こういう人が出歩いているから気を付けたほうがいいよと言われてもいたので断つた。
 - ・ササキからは、○○範士などいろいろ名前が出ていた。(ササキから同範士のことを聞いたという情報は複数人から確認された。)
 - ・ササキが「最初は○○範士本人に買ってもらつたが、紹介してくれるようになった。紹介してもらうとお礼に矢羽をあげていたが、そのうちに矢羽をあげないと紹介しなくなつた。」と言って怒っていたのを聞いた。
 - ・○○範士本人が、ササキなる人物とは何回か会つたと言っていた。
 - ・○○範士から連絡があり、「業者が来ていて、矢羽を見せる」ということで、地元の道場に呼ばれて矢羽を広げて見せられ、4本買った。
 - ・○○範士から電話があり、安く売ってくれる人が矢羽を持って来ていると言われて行つたら、たくさんの矢羽が広げてあつた。
 - ・○○範士が矢羽を束にして持つて、売り歩いていたと聞いたことがある。
 - ・○○範士は、○○県の高位高段者、○○県の高位高段者に違法な矢羽を売つてゐる。このことは、当時は平然と話をしていた。
 - ・まとめ買いした方が安く買えるといつてこれを始めたのは○○範士である。以前、皆の前で自ら話していた。
 - ・○○県には○○範士に買わされたという人がいる。
 - ・○○範士があちこちに教えに行って、あるいは○○範士のところに稽古に来る人たちに、違法な矢羽を勧めているという話を聞いた。
 - ・別の県の講習会で、講師に招かれた○○範士が「矢羽のいいのをお世話しますよ」というような話をしているのを聞いたことがある。

- ・ある集まりの時に、○○範士が、自分はササキから矢羽を入手して他の人達に分けた、高い矢羽を安く分けてどこが悪い、などと話していた。
- ・ササキが家に来た時に、○○範士はたくさん買ったと言っていたから、親しい間柄なんだろうなと思った。ササキは○○範士のことを親しそうな愛称で呼んでいた。
- ・○○範士も違法な矢羽の取引に関係しているという話を聞いた。(同様の話は複数人から確認された。)
- ・高位高段者から、他の高位高段者に対して、違法な矢羽の取引には多くの人が関わっているとの情報が提供され、その中に○○範士の名前も挙げられていた。
- ・以前、○○地方の矢師の人から、ササキは○○範士の所にも行ったんだなと思ったという話を聞いた。(同様の情報は複数人から確認された。)
- ・○○範士は○○地方で動いていたようであるとの情報が高位高段者から寄せられた。(同様の情報は過去の調査においても○○地方の弓道人から寄せられていた。)
- ・聞いた話であるが、地元の人にとっては、○○範士が違法な矢羽の問題に関わっていることはもう全てわかっているのだと思う、しかし、なかなか本当のことは言えないのではないかと思う。
- ・北海道の矢羽を扱う業者から矢羽を送つてきたので買ったということを、○○範士本人が選手権か何かの時に言っていた。

2 収集された情報の受け止め方

(1) 一定数の高位高段の弓道人について、違法矢羽の斡旋、取得の勧めなどの拡散や取引に関わることに関する情報が、その場に居合わせたとして述べているもの、その本人の述べた言葉を聞き及んでいるというものやそのような話を他の弓道人から聞いたことがあるとするものなど、多様な形のものではあるが相当数集まり、これらの情報が弓道界に相当広範囲に流布していることが明らかとなつた。

(2) 今回の照会状を受け取った弓道人としても、審査委員を務める者、理事のような地位にある先輩の行動についてはなおさら問題提起をしに

くい人間関係が背景にあると見ることができると思われる。このような弓道界における密接な人間関係を考えると、間接的な情報としてであっても特定の者、特に上級者について問題行動に関する情報を回答することは、相当の心理的葛藤を乗り越えた上の情報提供として真摯に受け止めなければならないと考える。

なお、今回の調査で違法な矢羽の拡散に関わっていることについての情報で名前の挙がっていた者に対しては、その集まった情報の要旨等を記載した書面を送ってこれについての意見を求めたが、情報の対象者本人は事実とは異なると回答している。

第5 矢羽問題に関する弓道人の意見

矢羽問題を目の前にして、照会書を受け取った弓道人からは、様々な角度から率直な意見が多数寄せられているので、ここに整理要約したものを紹介したい。

1 矢羽問題発生の背景についての見方

- (1) 過去の調査(平成26年当時の調査をいう。
以下同様)への回答から
- ・段位・称号が上がるにつれて矢羽の善し悪しに関心を持ち、果ては良い矢羽を自慢するような傾向が生まれた。このことを深く憂えてきた。
- ・高段者に、良い矢羽をもつていることが高段者の証しと考える人が多いことが原因。
- ・他人に対する変な優越心が災いの元。
- ・最近教士をいただいたが、持ち物について「教士らしく」と言わされたことがあり、そういう風潮が事件の背景にある。
- ・称号受有者だから本物を持つ、の考えが問題の基にある。
- ・日本の伝統的な矢羽を使用した矢を持つことは弓士の憧れ。しかし、違法な取引が行われていることを知り大変残念。

(2) 今回の調査への回答から

- ・矢羽問題の根は、条約や国内法への無関心、弓具店で買う矢羽と違法矢羽を区別する認識の甘さ、良い羽根をもちたいとの弓道愛好家の気持

ち、安く手に入れるができるとの経済性の意識、古来の伝統重視の傾向にある。

- ・この矢羽の問題は、もともと、身分相応の立派な矢羽を使いたい、高価なものを引いて自分の満足感を味わいたいという風潮の中で起こっている。
- ・弓具店で正当な値段で作ってもらって、ある程度引きしてもらって買ってくる、というのが普通の取引。矢羽問題は、人よりも安い値段で手に入れて儲かったという気持ちに引きずられた結果と思う。
- ・違法と気づいても良い矢羽を安く入手できるという理由で買った人が多いと思う。
- ・普通の弓道人は正規でない矢羽のチャンネルは持っていないし、非正規にどんな矢羽でも求めようという気持はない。仲間内からあるいは先輩から、「どうだ?」と言われて軽い気持で買ってしまったというのが実情かと思う。
- ・違法な矢で引いた弓は気持ちよくないと思う。非合法な方法で矢羽を手に入れるというのは弓道人としてはとるべきことではない。
- ・リタイアした人が小遣い稼ぎという軽い気持で斡旋をしたということではないだろうか。そうでないとそんな斡旋を弓道人はしないと思う。
- ・業者を紹介することによって、買う人は安く手に入るが、他方で紹介したことにつき利益バックを受けた人がいたというように自分の利益のためにやっていた人が多かったのではないかと思う。
- ・矢羽を買った人はどうやって矢羽を矢につけるのかなと思う。不思議と言えば不思議。ある程度弓具店ともそれなりの付き合いがある教士くらいまでいかないと話が来ないということではないか。

2 矢羽問題そのものに対する見方

- (1) 過去の調査への回答から
- ・矢羽の問題には怒りを覚える。
- ・具体的な事例の話を聞いて、指導者として、人間として恥ずかしいことと思う。
- ・密猟者から入手した矢羽を使うことは弓道精神に反すること。人間の欲や見栄がこのような問題を起こすのであり、とても残念。
- ・人間形成、人格高揚のために修練している人が

密猟の矢羽に関わることが理解できない。

- ・条約に反することは絶対にすべきではない。特に最高位にある人は「李下に冠を正さず」の精神を持って欲しい。
- ・噂話はある。指導する立場にある者として、立場を利用した本末転倒のことで残念でならない。悪錢が飛び交う、道を求め誤った恥ずかしい話で、若者たちに話せない。
- ・指導的立場にある者には法を守る精神がなければならず、伝統文化を育てていくにもそのような意識が必要。
- ・弓道人として、法や条約に反する矢羽を使用することは許されることではない。
- ・弓道人である前に社会人である。不正を行うことは己に負けること。胸を張って弓道人であることを誇れるようにしたい。
- ・法令遵守は私たちの基本的な生活態度であるべきと考えている。
- ・密猟者との関わりは弓道をする者としてあるまじきこと。法や条約を遵守すべきものと認識していないことに呆れる。
- ・違法な矢羽を使用して行射する毎に卑しい気持に苛まれるに違いない。決して正射必中の域に達することはできない。
- ・弓道は人間性を高めるもので、人間としてあるべき態度が欠落している人は弓道をやるべきではない。
- ・今回の問題は、正しきを求めて稽古に励む弓の道から外れた行為であって恥ずかしいこと。
- ・ワシ、タカの矢羽の強さ、美しさは弓道人の知るところであるが、条約や法の遵守はそれ以前の問題であり、「正しきを己に求む」というからは、不正な方法による入手は許されない。
- ・珍しいもの、高価なものを欲し、自己満足や自慢のタネになることを求めるのは、お金があればこそであり、少数の心ない者の行動により弓道界が脅かされることを自覚すべき。
- ・至誠と礼節を守る弓道の世界での問題に驚いている。一部の心ない者のために弓道界全体が渦に巻き込まれるのは残念きわまりない。全弓連は毅然と対処すべき。
- ・一部の心ない者の行為のため、昔から持っている矢が疑いの目で見られ、使用できない状況が残念であり、弓道界全体に迷惑が及んでおり誠

に遺憾である。

- ・この種の問題は国際問題を惹起しかねないし、日本弓道は国内的にも国際的にも孤立していくかも知れない。

(2) 今回の調査への回答から

- ・教士受審会場で、受かると矢羽を買わないかと電話がかかってくるらしいと話している人がいた。今回の矢羽の件があつて、あのときのことはそういうことを言っていたのかと思った。
- ・矢羽につき、大物隠しがあったのではないかと疑う。
- ・段位にふさわしい弓を引きたいと思ったときに姑息な方法で手に入れたものは気持ちよくないはず。姑息な手段で手に入れて、それで人に自慢するなどというのは、盗んできた品物を自分で使って人に自慢するようなもの。

3 矢羽問題に関与したとされる者に対する意見

(1) 過去の調査への回答から

- ・違法矢羽の関与者は、ほとんどの人が知っている。密猟者との関係を持った人たちの処分をしてください。
- ・再発防止のため関係者への重い処罰を求める。
- ・密猟の矢羽に関わったのが称号受有者であるならばあるまじき行為で、称号は剥奪すべき。密猟品と知っているながら使っている者も同罪。違法行為をした者がなぜか全弓連の要職に就いているのをみて、弓道連盟って何だろうと考えてきた。
- ・故意に密猟品を売買した者は、称号剥奪、段位の降格などの処罰が必要。
- ・違反者の称号・段位の剥奪や永久追放の処分を検討して欲しい。
- ・問題の行為者、所有者が悪意であるならば、称号、段位の剥奪、氏名公表、連盟追放などの処分を検討すべき。
- ・噂としてしか耳に入ってこないが、この件に関わった者がまだしかるべき指導的立場にいると聞いているが、いかがなものか。

(2) 今回の調査への回答から

- ・指導者の立場を利用しての矢羽のプローカー的行為は極めて遺憾である。弓道界の発展を考え

- た場合、このような者は指導者から排除することが極めて重要。
- ・本当の範士、教士など段位の高いことを自慢する人であるなら、自分で矢羽への関与を申告すべき。元々矢羽を安く手に入れるような姑息な考えを持った人が、範士とか教士になったことが間違い。
 - ・一部の心ない者の行動により、一定の矢羽が使えなくなり、使用できるイヌワシでもトレーサビリティーの所持が必要となり、困っている。このように大勢が困っているのに、処分された者が研修に講師として再登場するなど、おかしいと思う。
 - ・問題とされている人が全国に講師として派遣されたら受講生はどう感じるか。噂は全国に出回っている。講師から外すべきではないか。
 - ・拡散に関わっているという噂は聞いたが確証はない。処分を受けた者と黙りを決め込んだ者の差はどうしたらよいのか。現理事などの噂は聞いている。

第6 矢羽問題に関して全弓連がとるべき対応

1 情報が寄せられた対象者に対する措置

(1) 違法な矢羽の拡散に関わることについての法的評価

種の保存法の趣旨は、野鳥の羽根が人手に渡ることにより、保護されるべき野鳥の安定的な生息・繁殖の妨げとなることから、当該羽根の拡散を防止することにある。

該当の羽根を不審人物から自己使用のため購入する形態は、密猟などに結果的に手を貸す行為として処罰対象となり、厳しく咎められなければならないが、動機において弓道界における希少矢羽の使用という伝統的要素に影響されている面がないではないほか、入手する矢羽の量が一定範囲におさまる。

これに対して、他の弓道人が入手する道筋をつける形態をみると、不審人物による違法矢羽の販売に手を貸すことによって販売の道を拓げるもので、販売される矢羽の量は格段に多くなる。これはワシントン条約や種の保存法等の趣旨を著しく害するばかりか、何らかの利益を得ているとする

と、問題性はより深いというべきで、厳しい対応が必要である。

(2) 調査への回答に表れた弓道人の認識

調査において述べられた弓道人の感情や意見には、指導者としてあるまじき行為として資格剥奪や除名まで求める等非常に厳しいものが少なくない。その背景には指導的立場にある者の法や条約に反する行為によって、弓道界が我が国や国際社会の支持を失い、存立が揺らぐ虞への危機感がある。

(3) 情報が寄せられた対象者に対する措置

上記第4の1のように多くの情報が寄せられた者のうち、○○範士及び○○範士については、違法矢羽の拡散に関わるという問題行動の疑いが生じたこと等から、例えば、懲戒規程に基づき倫理委員会に諮問するなどの対応をすることが考えられてよい。その他の多くの情報が寄せられた者については、その情報の実情に応じて、全弓連の主催する審査会等について、相当の期間審査委員等に委嘱しないなどの運営上の考慮をすることが考えられる。

2 組織運営としてとるべき対応

(1) 問題の所在

矢羽の問題は弓道の世界を暗い闇に陥れた問題であるが、弓道の世界を改めて考える機会が与えられたとみることができ、無駄にしてはならない。上記第5の1に見られる弓道人の多くの意見を集約すると、全弓連の組織運営について以下のようないくつかの課題の改善が提起されたと考えられる。

- ア 先ずは、昭和55年のワシントン条約の批准、平成5年の種の保存法の施行の機会に、その意味や規制の内容が弓道界に情報発信されなかつたことが最大の問題であった。
- イ 次の節目はササキが手広く暗躍し始めたと思われる平成10年頃以降、ササキと接点を持った上級者の対応が、ササキの暗躍を止め弓道界における矢羽問題の拡がりを予防する機会を失わせたことが大きい。
- ウ 矢羽問題の再発防止のみならず弓道界における社会のルールに反した行動をなくすため

には、弓道人一人一人が、社会のルールを意識した行動をとるとの自覚を高め、その中で疑惑を持たれる行動があれば相互に意見交換をして議論する姿勢を持つことが重要である。弓道界としては、このような中から提起された問題意識を正面から受け止める、そのような風土がなかった。

(2) 全弓連としての具体的な改革の視点

ア 矢羽問題についての弓道人への周知

これまで法の説明、処分者の情報、自覚を求めるメッセージなど矢羽問題の本質を伝える情報が不十分であった。講習会内容の速やかな改善、会員に直接情報を伝えるためのツールなどの整備などを行い、弓道人に適切な情報を伝えることが不可欠である。

イ 全弓連としての問題を吸い上げる機能の充実

1) 弓道人の持つべき問題意識

弓道人としては、違法矢羽の取引の問題意識にとどまらず、弓道界の様々な事象について、社会人の視点から是非を考え、意見交換をし、指導者に伝えて改善策の検討を求めることが肝要であろう。違法矢羽の拡散にストップをかけ弓道界を健全なものとする鍵を握っているのは弓道人の目でもあることを一人一人が自覚することが重要である。

2) 上級者の持つべき問題意識

上級者としては、社会人としての意識をもつて目の前の事象の是非を考え、その事象が個人の問題を超えて弓道界全体にとってどのような意味を持っているか考察することが不可欠であろう。

3) 執行部の持つべき問題意識

執行部を担う指導者としては、弓道界全体について情報を収集し、社会の意識からみて問題となる事象が生じていないかに目を配り、情報や弓道人の意識を柔軟に吸い上げることが肝要であろう。

4) 弓道界の風通し

弓道界は、このような問題意識で弓道人が支えていくものであるが、これが円滑に機能するためには、弓道界の風通しがよいことが不可欠である。

ウ 矢羽問題の背景事情の解消

- 1) 審査や大会での挨拶で正面から矢羽問題に触れ、注意喚起することが必要である。
- 2) 講習会や研修会においても矢羽問題の説明の時間を取ることが検討されてよい。
- 3) 弓道具協会と連携して矢羽の認証制度を確立することが緊急の課題である。
- 4) 審査や大会におけるチェック体制を実効性のあるものとすることが必要である。
- 5) 自然保護の動きの中で化学製品で矢羽を作成することについて検討することが必要である。

エ 矢羽の問題について議論できるような環境作り

通報窓口の活用を含めて、風通しのよい環境作りを行うと共に、弓道人一人一人の自覚を求めることが重要である。

オ 審査の公正さの確保

審査において射術以外の人間関係による不利益を気にしなくてすむような公正な審査の仕組みを作ることが極めて重要である。

カ 範士の称号授与手続の見直し

弓道界の範としての範士の推薦基準である人格、識見、教養、指導力、弓界に対する貢献度、弓歴、技能、全国的視野における品性、声望等について十分な調査検討が行われるよう、範士授与手続の抜本的な改善が不可欠である。

キ この調査報告書の公表

矢羽問題の解決の第一歩として調査報告書を公表し、広く弓道人が問題意識を共有できるよう、的確に伝達することが求められている。

以上

※調査報告書の要約版を会報に掲載するにあたり、読まれる方が理解しやすいよう、要約の過程で構成等を一部変更しております。

調査報告書に関する Q&A

調査報告書に関して、今までご報告やご説明をしている中で、ご質問をいただいた点について、Q&A 方式にてまとめました。ご参考にしてください。

Q1. どうして調査委員会による調査が始まったのか。

A1. 平成30年6月、全弓連の理事に対して、違法な矢羽の拡散に関する匿名の投書が送付された。この取扱いについて同年9月20日の理事会で協議され、匿名の投書ではあるが、単なる取得ではなく斡旋など拡散に関わった弓道人に関する具体的かつ重大な問題提起を含んだもので、これを放置すれば公益法人としての自浄能力に厳しい社会の目が向けられる懸念がある、ということから、調査委員会を設置して矢羽の拡散問題全般について調査をすることが決議された。

Q2. この調査は、匿名の投書について調査することを目的として行われたのではないか。

A2. 匿名の投書は、上記のように、調査委員会を設けるきっかけになったことは確かであるが、調査の目的が匿名投書それ自体の真偽を確認するところにあったわけではない。上記 A1 のとおり矢羽の拡散問題全般について調査することが目的であった。したがって、調査委員会から照会状を弓道人に送った際にも、名前は一切出さずに、全く白紙の状態で、違法矢羽の売却などの拡散について知っている情報の提供が広く求められている。

Q3. 調査委員会はどういう組織だったのか。

A3. 3名の調査委員は、全員弁護士であり、この調査委員会の活動は、すべて全弓連の執行部や弓道関係者からは独立して行われた。例えば、どのような調査をどのような方法で行うか、照会状の内容をどうするか、照会状を出すとして誰に対して送付するか、回答を受けてどのように調査を進めるか、報告書の内容をどうするかなどすべてについて調査委員会のみで検討して実行されている。

Q5. 第三者委員会でないと組織から独立した活動はできないのではないか。

A5. 重要なことは、その委員会活動が独立して行われたかどうかであり、上記のように、完全に独立した委員会活動であった。この点は、全弓連におけるこれまでの調査委員会においても同様の体制である。なお、組織に關係を有する者が調査を行ったからといって、そのことのみをもって、当該調査の独立性や中立性に問題があることにならないことは、日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会編「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の解説」や、実際に行われている多くの調査事例からも明らかである。

Q6. 「違法矢羽問題は無かった」などの主張も目にするが、どう考えたらよいのか。

A6. 全弓連は、「種の保存法」の所管官庁である環境省の解釈に基づき、矢羽も「種の保存法」の規制に服するという立場を前提にこれまで矢羽問題の対応を進めている。また、報告書にも記載のとおり、この問題については、これまで警察庁、内閣府、全日本弓道具協会などの諸機関・諸団体とも相談・連携しているが、いずれも同様の解釈をとっている。国際弓道連盟も同様の考え方を強く打ち出している。全弓連としては、自然保護・野生動物保護の重要性の見地からも、公益法人としての社会的責任の見地からも、上記のような対応は当然のことと考えている。

Q7. 調査委員会はどのような調査をしたのか。

A7. 調査委員会は以下の調査を実施したことである。

まず、調査委員会から無作為に選んだ範士・教士・鍊士に照会状を送付し、回答書を回収・検討した。回答書は氏名と連絡先を明らかにしてご提出いただいたものである。また、回答書の内容に応じて、回答者に対して、面談あるいは電話により、その回答の内容についての周辺的な事情を直接尋ねて、その情報の信用性を確認した上で、知っている情報の詳細を聴取したほか、必要と思われる関係者からも聴取した。

また、矢羽問題が具体化した後に調査委員会が

設けられ過去に面談などをして調査した結果得られた情報など過去の多くの調査結果も調査した。

Q8 報告書には、指導層の弓道人について多くの弓道人からの厳しい意見があったと記載されているが、どのような意見があったのか。

A8. 詳細については、報告書要約版にも記載のとおりであるが、いくつかを取り出すと、「指導する立場にある者として、立場を利用して本末転倒のことで残念。」「指導者の立場を利用して矢羽のプローカー的行為は極めて遺憾。このような者は指導者から排除することが極めて重要。」「矢羽を安く手に入れるような姑息な考えを持った人が範士や教士になったことが間違い。」「問題とされている人が全国に講師として派遣されたら受講生はどう感じるか。」などの厳しい意見が報告書には記載されている。

Q9. 照会調査に対する回答で名前が上げられていた弓道人には、弁明を聞いたのか。

A9. 今回の調査で違法な矢羽の拡散に関わっていることについての情報で名前の挙がっていた者に対しては、その集まった情報の要旨等を記載した書面を送ってこれについての意見を求めて、弁明の機会が与えられていた。しかしながら全面否定の回答であったことから、面談はしていないとのことである。

Q10. 報告書では、どのような対処が提案されたのか。

A10. 一つは違法な矢羽の拡散に関わるという問題行動の疑いが生じた指導層の弓道人については、例えば、懲戒規程に基づき倫理委員会に諮問するなどの対応が考えられてよいと記載され、また、その他の多くの情報が寄せられた者については、全弓連の主催する審査会等について、相当の期間審査委員等に委嘱しないなどの運営上の考慮をすると考えられると記載されている。
もう一つは組織運営の改善の考え方・方法について具体的な改革の視点が挙げられている。

Q11. 情報が多く寄せられたということで、審査委員や講師などの指導的立場につかせないといった措置をすることの理由はなぜか。

A11. 全弓連としては、その主催する審査の審査委員や講習会の講師を誰に依頼するかを様々な角度から検討することは、主催者として当然のことであるし、これらが弓道界の特に模範となる弓道人が選ばれるべき役職であることも明らかである。その人選に当たって、矢羽問題に限らず、何らかの無視できない問題に関する情報が多くの弓道人の間に流布している人物を当面は委嘱しないという扱いは、登録会員から運営を託されている全弓連としては当然のことであるし、このような扱いは従来もとられていた対応である。

Q12. この報告書では物証が無く、対象者も寄せられた情報の内容を認めてないようであり、「疑わしきは罰せず」ではないのか。

A12. 「疑わしきは罰せず」というのは刑罰を科する手続である刑事裁判における考え方である。上記の調査委員会の提案は懲戒による処罰ではなく、公益法人である全弓連が公益目的事業である審査や講習会を運営する上での考え方に関する提案であると理解しており、上記の対応を取るものである。

★会報の閲覧は、下記 URL にてメールアドレス・お名前・会員 I D を登録（無料）していただくと、会員専用閲覧ページでご覧いただくことができます。新規会報掲載のたびにメールマガジンにてお知らせ致しますのでご登録ください。

https://www.kyudo.jp/member_materials/kaihou_mail.html

右記 QR コードからも、アクセスしてご登録いただくことができますのでご利用ください。



別添 第1の2における照会状に関する資料

(別紙)

調査書

以下の回答内容に相違ありません。

年 月 日 (お名前)

1. 貴殿は、指導的立場にある弓道人が、入手先の明らかでないワシ・タカ類の矢羽を知り合いの弓道人らに売ったりあげたりしていたことをご存知ですか。

- ① 知らない
- ② そのような場に立ち会ったことがある
- ③ そのような話を聞いたことがある

②ないし③と答えた方は、以下の欄に、その矢羽を売ったりあげたりしていた指導的立場にある弓道人の名前及びご存知のこと（例：その時期、場所、その矢羽の数、金額、買ったりもらったりした弓道人の名前、具体的状況など）についてできるだけ詳しくお書きください。

矢羽を売ったりあげたりしていた弓道人の名前

その時期、場所

その矢羽の数、金額

買ったりもらったりしていた弓道人の名前

その他具体的状況

2. 貴殿は、指導的立場にある弓道人が、入手先の明らかでないワシ・タカ類の矢羽を扱う姓名・連絡先の不明な不審な人物を道場などに招き、集まった弓道人に購入を働きかけていたことをご存知ですか。

- ① 知らない
- ② そのような場に立ち会ったことがある
- ③ そのような話を聞いたことがある

②ないし③答えた方は、以下の欄に、そのような行動をした指導的立場にある弓道人の名前及びご存知のこと（例：その時期、場所、具体的な状況など）についてできるだけ詳しくお書きください。

このような行動をした弓道人の名前

その時期、場所

その他具体的な状況

※ この調査書の記載内容について確認をする必要があったときに、携帯やメールにご連絡した方がよい場合は、その連絡先をお書きください。

携帯番号

メールアドレス

以上